

定期検査申請書

様

令和 年 月 日

手数料の支払い方法

※該当する番号に○印をつけ、必要事項を記入してください。

1. 手数料納付システム

【申込番号】

決済方法 1. クレジットカード

2. コンビニエンスストア支払

3. インターネットバンキング支払

2. キャッシュレス支払

1. クレジットカード 2. 電子マネー 3. スマホ決済

申請者住所

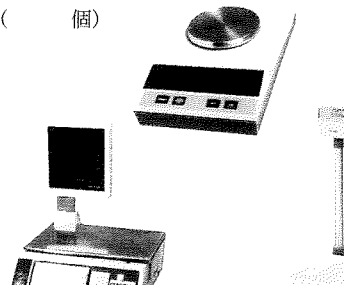
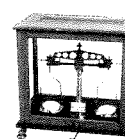
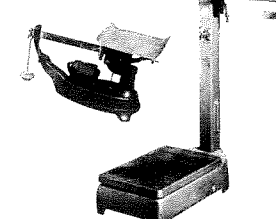
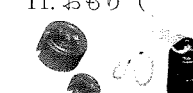
氏名

(名称および代表者の氏名)

TEL

業種

下記の特計量器につき、定期検査を受けたいので申請します。

種 類	型式および能力	1 個当り 手数料	受検 個数	手数料額	不合 格数	はかりの形状およびその受検個数
①検出部が電気式 のものであって、 ひょう量が1t以下 のもの	ひょう量100kg以下のもの	1,400円 ※2,800円		円		1. 電気式はかり (個)  2. 棒はかり (個)  3. ばね式指示はかり (個)  4. 手動天びん (個)  5. 等比皿手動手動はかり (個)  6. その他の手動式はかり (個)  7. ばね式指示はかり (個)  8. 手動指示併用はかり (個)  9. その他の指示はかり (個)  10. 分銅 (個)  11. おもり (個) 
	" 250kg以下のもの	1,800円 ※3,600円		円		
	" 500kg以下のもの	2,200円 ※4,400円		円		
	" 1 t 以下のもの	3,100円 ※6,200円		円		
	②棒はかりまたはば ね式指示はかりで 直線目盛のみのもの		250円		円	
①または②に掲げる 以外のものであって、 ひょう量が1t以下 のもの	ひょう量100kg以下のもの	500円		円		
	" 250kg以下のもの	900円		円		
	" 500kg以下のもの	1,500円		円		
	" 1 t 以下のもの	2,100円		円		
	分銅またはおもり	1 個につき	10円		円	
合 計				円		

※ ただし、目量がひょう量の1万分の1未満のものにあっては2倍の額。例えば、目量が0.01gの場合、ひょう量が100gを超えるならば手数料は1,400円の2倍の2,800円になる。